

# 船橋市急傾斜地崩壊防止工事に関する指針

## (目的)

第1条 この指針は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和44年法律第57号。以下「法」という。)に定める急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、法第2条第3項に規定する急傾斜地崩壊防止工事(以下「防止工事」という。)に関する取扱いに必要な事項を定め、もって市民の生命の保護に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この指針において急傾斜地とは、法第2条第1項に定める傾斜度が30度以上である土地で、高さが5メートル以上のものをいう。

2 この指針において急傾斜地崩壊危険区域とは、法第3条第1項の規定に基づき千葉県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域(以下「危険区域」という。)をいう。

3 この指針において受益者とは、事業の施行により保全される土地家屋等の所有権、その他登記簿に記載される権利を持つ者をいう。

4 この指針において急傾斜地崩壊防止施設整備組合(以下「整備組合」という。)とは、法の趣旨を理解し受益者間の利害を調整の上、危険区域の整備を目的として設立された団体をいう。

一 この項に規定された団体とは、整備組合としての主旨を理解した規約を作成し履行する団体をいう。

## (基本方針)

第3条 防止工事は、整備組合の要望に基づき現地調査を実施し、「急傾斜地崩壊防止工事採択基準」(以下「採択基準」という。)(資料1)に合致し、危険防止の対策が必要であると判断した箇所について、千葉県または船橋市(「千葉県または船橋市」を以下「工事施工者」という。)が施工するものとする。

## (手続き)

第4条 防止工事を施工するにあたり、整備組合は危険区域の整備を目的とした急傾斜地崩壊防止施設整備組合届出書(第1号様式)を船橋市長(以下「市長」という。)に届け出るものとする。

- 2 整備組合は、設立時に作成した規約を市長へ届け出るものとする。
- 3 整備組合は防止工事を要望するにあたり、急傾斜地崩壊防止工事要望書（第2号様式）を市長へ届け出るとともに、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条の規定に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定に係る同意書（第3号様式）を千葉県知事（以下「県知事」という。）及び市長に届け出るものとする。
- 4 現地調査に基づき概算事業費が決定したときは、市長は採択基準に基づき概算受益者負担額を決定し、急傾斜地崩壊防止工事概算受益者負担額決定通知書（第4号様式）により整備組合に通知するものとする。
- 5 第2号様式にて要望書を届け出た整備組合は、第4号様式において通知した概算受益者負担額について、急傾斜地崩壊防止工事受益者負担額納付確約書（第5号様式）を市長に届け出るものとする。
- 6 防止工事を施工するため、受益者は施工場所の法面の土地及び擁壁等の施設が設置される土地等を工事施工者が無償で使用貸借できる旨の急傾斜地崩壊防止工事用地使用貸借契約書（第6号様式）を工事施工者と締結するものとする。
- 7 第4項を除く第1項から第5項に規定する書類の届出があったものについて、その内容に変更があった場合は、急傾斜地崩壊防止工事届出事項変更届（第7号様式）に必要書類を添付し、第3号様式に係る変更については県知事及び市長に、第3号様式を除く届出に係る変更については市長に届け出るものとする。

#### （決定通知）

第5条 市長は、第4条の1項から第6項の手続きが全て整ったものについて、船橋市は千葉県と協議した上で防止工事の施工を決定し、急傾斜地崩壊防止工事施工決定通知書（第8号様式）により、整備組合に通知するものとする。

#### （土地貸借契約）

第6条 防止工事完了後の急傾斜地崩壊防止施設（以下「防止施設」という。）は工事施工者の所有とし、維持管理のため工事施工者と土地所有者で土地使用貸借契約書（第9号様式）を締結するものとする。

(施設の維持管理)

第7条 基本的な防止施設の維持管理は工事施工者が行うものとし、草刈り、落ち葉等の処理、排水施設の清掃等の簡易な維持管理は整備組合が行うものとする。

(負担金)

第8条 事業費の確定後、市長は採択基準により毎年度整備組合が負担すべき額を決定し、急傾斜地崩壊防止工事受益者負担額決定通知書（第10号様式）により整備組合に負担額を通知するとともに、納入通知書により負担金を徴収するものとする。

(負担金の減免)

第9条 市長は、特にやむを得ないと認める事由が防止工事にある場合は、負担金を減免することができる。

2 前項の減免割合は船橋市との協議による。

(その他)

第10条 この指針に定めのない事項については、法、政令及び省令並びに通達等の規定によるもののほか、別に定めるものとする。

(実施期日)

第11条 この指針は、平成10年4月1日から実施する。

平成24年7月1日全部改正

平成28年8月1日一部改正



第2号様式

## 急傾斜地崩壊防止工事要望書

年 月 日

船橋市長

あて

整備組合名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

船橋市急傾斜地崩壊防止工事に関する指針第4条第2項に基づき、急傾斜地崩壊防止工事の実施について下記のとおり要望いたします。

### 記

#### 1. 要望区域の地番

船橋市 \_\_\_\_\_ 地先

#### 2. 要望区域の概要

高さ：約 \_\_\_\_\_ m

幅：約 \_\_\_\_\_ m

面積：約 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>



第4号様式

急傾斜地崩壊防止工事概算受益者負担額決定通知書

船宅第 \_\_\_\_\_ 号  
年 月 日

様

船橋市長

現地調査により算定した防止工事に係る概算事業費に基づき、船橋市急傾斜地崩壊防止工事に関する指針第4条第4項の規定により、下記の通り概算受益者負担額が決定しましたので通知いたします。

なお、概算事業費であるため現場の状況により工法等の変更が生じ、金額が変動する場合がありますこと併せて通知いたします。

記

概算事業費 \_\_\_\_\_ 円

概算受益者負担額※ \_\_\_\_\_ 円 (負担率 100 分の \_\_\_\_\_ )

第5号様式

急傾斜地崩壊防止工事受益者負担額納付確約書

年 月 日

船橋市長

あて

整備組合名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

印

電話番号 \_\_\_\_\_

年 月 日付、船宅第 号にて通知のあった急傾斜地崩壊防止工事概算受益者負担額について異議がありませんので、船橋市急傾斜地崩壊防止工事に関する指針第4条第5項の規定に基づき、下記負担額の支払いについて確約いたします。

記

概算受益者負担額 \_\_\_\_\_ 円

※金融機関が発行する残高証明書又は融資証明書を添付してください。



第6号様式

急傾斜地崩壊防止工事用地使用貸借契約書

急傾斜地崩壊防止工事を行うにあたり、工事の施工ヤードとして必要となる下記土地（以下「本件土地」という）について所有者を「甲」とし、（千葉県・船橋市）を「乙」として、下記条項により土地使用貸借契約を締結する。

所在：  
地番：  
地目：

記

（契約の趣旨）

第1条 甲は、自己の所有する本件土地を乙に貸与し、乙はこれを無償で借り受けるものとする。

（使用目的の制限）

第2条 乙は、本件土地を急傾斜地崩壊防止工事の施工ヤード（資材・重機・詰所・トイレの設置、作業場、進入路等）として使用するものとし、この目的以外に本件土地を使用するときは、甲の承諾を受けなければならない。

（貸借期間）

第3条 使用貸借期間は乙が第2条に定める使用目的に供している期間とする。

（権利譲渡等の禁止）

第4条 使用貸借期間内に甲が本件土地に関する権利を第三者に譲渡するときは、事前に乙と協議し承諾を得なければならない。また甲は本契約を継承する形で第三者に譲渡するものとする。

（転貸の禁止等）

第5条 乙において、本件土地の全部又は一部を使用しなくなったときは、直ちにその旨を甲に通知するものとする。

- 乙は、本契約による使用貸借権を第三者に譲渡してはならない。
- 乙は、本件土地を第三者に転貸してはならない。
- 乙は、本件土地の形状を著しく変更しようとするときは、甲の承諾を受け

なければならない。

（土地の維持管理）

第6条 本件土地における急傾斜地崩壊防止工事中の維持管理については、乙が行うものとする。

（土地に存する動産の取り扱い）

第7条 本件土地に存する庭木・立竹木・物置等の動産のうち、乙が工事施行上の支障があると判断したものについては、撤去もしくは移設すること及びその損失の補償について甲と協議して行うものとする。ただし、甲が当該動産に係る所有権を放棄した場合においては、乙が工事の中で撤去を行うこととし、これに伴う補償等は一切行わないものとする。

（契約の解除）

- 第8条 甲は、次の場合においては、この契約を解除することができる。
- 乙において本件土地を第2条の使用目的に供する必要がなくなったとき。
  - 乙がその他この契約条項に違反したとき。
- 2 契約期間の満了又は契約を解除したとき、乙は直ちに本件土地を甲に返還するものとする。なお、本件土地の返還に際しては、土地使用に伴う不陸やゴミの散乱の無いことを甲乙相互に確認するものとする。

（契約外の事項）

第9条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲・乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、契約書2通を作成して、甲・乙署名、押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 住所

氏名

乙 住所

氏名

第7号様式

急傾斜地崩壊防止工事届出事項変更届

年 月 日

船橋市長

あて

整備組合名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

印

電話番号 \_\_\_\_\_

船橋市急傾斜地崩壊防止工事に関する指針に基づき提出した事項について下記のとおり変更がありましたので、指針第4条第7号の規定に基づき届出いたします。

記

要 望 地	船橋市		地先
変 更 事 項			
変更が必要な様式※			
変 更 理 由			
変 更 内 容	変更前	変更後	
変 更 年 月 日	年 月 日		

※変更が必要な様式について新たに記載し、併せて提出してください。

第8号様式

急傾斜地崩壊防止工事施工決定通知書

船宅第 \_\_\_\_\_ 号  
年 月 日

様

船橋市長

年 月 日付で急傾斜地崩壊防止工事要望書の提出がありました  
下記区域における対策工事について実施することが決定いたしましたので船橋市  
急傾斜地崩壊防止工事に関する指針第5条の規定に基づき通知いたします。

記

1. 工事決定区域の地番

船橋市 \_\_\_\_\_ 地先

2. 決定区域の概要

高さ : \_\_\_\_\_ m

幅 : \_\_\_\_\_ m

面積 : \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

第9号様式

土地使用貸借契約書

急傾斜地崩壊防止工事に伴う急傾斜地崩壊防止施設の設置に必要となる下記土地（以下「本件土地」という）について所有者を「甲」とし、（千葉県・船橋市）を「乙」として、下記条項により土地使用貸借契約を締結する。

所在：  
地番：  
地目：  
地積： m<sup>2</sup>

記

（契約の趣旨）

第1条 甲は、自己の所有する本件土地を乙に貸与し、乙はこれを無償で借り受けるものとする。

（使用目的の制限）

第2条 乙は、本件土地を急傾斜地崩壊防止施設の設置用地として使用するものとし、この目的以外に本件土地を使用するときは、甲の承諾を受けなければならない。

（貸借期間）

第3条 使用貸借期間は乙が第2条に定める使用目的に供している期間とする。

（権利譲渡等の禁止）

第4条 使用貸借期間内に甲が本件土地に関する権利を第三者に譲渡するときは、事前に乙と協議し承諾を得なければならない。また甲は本契約を継承する形で第三者に譲渡するものとする。

（転貸の禁止等）

第5条 乙において、本件土地の全部又は一部を使用しなくなったときは、直ちにその旨を甲に通知するものとする。

2 乙は、本契約による使用貸借権を第三者に譲渡してはならない。

3 乙は、本件土地を第三者に転貸してはならない。

4 乙は、本件土地の形状を著しく変更しようとするときは、甲の承諾を受けなければならない。

5 甲は、本件土地について自己の都合により、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項に規定する行為を行おうとするときは、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則（昭和45年千葉県規則第86号）第3条の規定に基づく急傾斜地崩壊危険区域内行為許可申請書を提出し、知事の許可を受けなければならない。

（施設の維持管理）

第6条 崩壊防止工事により設置した施設の維持管理は乙が行うものとする。ただし、簡易な維持管理（草刈り、落ち葉等の処理等）は甲が行うものとする。

（契約の解除）

第7条 甲は、次の場合においては、この契約を解除することができる。

- 乙において本件土地を第2条の使用目的に供する必要がなくなったとき。
- 乙がその他この契約条項に違反したとき。

2 契約期間の満了又は契約を解除したとき、乙は直ちに本件土地を甲に返還するものとする。

（契約外の事項）

第8条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲・乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、契約書2通を作成して、甲・乙署名、押印の上、それぞれ1通を保有する。

年 月 日

甲 住所

氏名

乙 住所

氏名

第10号様式

急傾斜地崩壊防止工事受益者負担額決定通知書

船宅第 \_\_\_\_\_ 号  
年 月 日

様

船橋市長

急傾斜地崩壊防止工事に係る事業費の確定に基づき、下記のとおり受益者負担額が決定しましたので、船橋市急傾斜地崩壊防止工事に関する指針第8条の規定により通知いたします。

記

工事費 \_\_\_\_\_ 円

受益者負担額 \_\_\_\_\_ 円 (負担率 100 分の \_\_\_\_\_ )

以上

資料1

急傾斜地崩壊防止工事採択基準

	NO	事業名	事業主体	根拠法令	採 択 基 準					費 用 負 担 割 合 (%)						
					勾配	高さ	人家	事業費	指定	その他	事業区分	国	県	市	受益者	備考
県営事業 (国庫補助事業)	1	急傾斜地崩壊対策事業	県	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(以下「法」という。)第12条	30度以上	10m以上	10戸以上	7,000万円以上	危険区域の指定について地権者の同意があること	・自然崖であること ・移転適地がないこと	一般事業	40	40	10	10	一般的な対策事業
	10戸以上						7,000万円以上	公共施設関連事業			45	45	5	5	公共施設関連の対策事業	
	5戸以上						8,000万円以上	避難関連事業			45	45	5	5	避難関連の対策事業	
	5戸以上						7,000万円以上	災害時要援護者関連事業			45	45	5	5	災害時要援護者関連施設の対策事業	
	5	急傾斜地崩壊防止施設緊急改築工事 (法第21条の補助を受けて施工した急傾斜地崩壊防止施設のうち災害防止機能が不足する施設)	県	法第12条	30度以上	10m以上	10戸以上	7,000万円以上	危険区域に指定済のこと	・移転適地がないこと	一般事業	45	45	5	5	一般的な緊急改築対策事業
	10戸以上						7,000万円以上	公共施設関連事業			47.5	47.5	2.5	2.5	公共施設関連の緊急改築対策事業	
	5戸以上						8,000万円以上	避難関連事業			47.5	47.5	2.5	2.5	避難関連による緊急改築対策事業	
	5戸以上						7,000万円以上	災害時要援護者関連事業			47.5	47.5	2.5	2.5	災害時要援護者関連施設の緊急改築対策事業	
9	災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業	県	法第12条	30度以上	10m以上 ※1 (5m以上)	5戸以上	1,500万円以上	原則として危険区域に指定済のこと。未指定の場合は至急指定すること。	・人家に被害がない箇所又は一部損壊以上の被害がある箇所。 ・自然崖であること ・移転適地がないこと (※1 人家への被害の程度が一部損壊以上の場合、高さの採択基準が変わり、5m以上から採択される)	一般事業	40	40	10	10	当該年発生の風水害、震災等により、急傾斜地に新たな崩壊が生じ、放置すれば次期降雨等により崩壊が拡大するおそれがあり、当該年度に緊急に施行を要するもの。	
										公共施設関連事業	45	45	5	5		
										避難関連事業	45	45	5	5		
										災害時要援護者関連事業	45	45	5	5		
10	災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業	県	法第12条	30度以上	5m以上	5戸以上	1,500万円以上	原則として危険区域に指定済のこと。未指定の場合は至急指定すること。	・人家に半壊以上の被害が発生した箇所 ・自然崖であること ・移転適地がないこと	一般事業	45	45	5	5	当該年に発生した風水害、震災等による急傾斜地の新たな崩壊により、人家に半壊以上の被害が発生し、放置すれば次期降雨等により崩壊が拡大するおそれがあり、当該年度に緊急に施行を要するもの。	
										公共施設関連事業	47.5	47.5	2.5	2.5		
										避難関連事業	47.5	47.5	2.5	2.5		
										災害時要援護者関連事業	47.5	47.5	2.5	2.5		
(県単 緊急 工事) 事業	11	緊急急傾斜地崩壊対策事業	県	法第12条	30度以上	10m以上	5戸以上	-	危険区域の指定について地権者の同意があること	・自然崖であること ・移転適地がないこと	一般事業	-	80	10	10	豪雨等により崩壊し、放置すれば次期降雨により崩壊が拡大するおそれがあるもの及び国庫補助事業枠で対応しきれないもの。
											公共施設関連事業	-	90	5	5	
											避難関連事業	-	90	5	5	
											災害時要援護者関連事業	-	90	5	5	
(市費 補助 工事) 事業	12	急傾斜地崩壊対策事業費補助	市	・千葉県補助金交付規則 ・千葉県急傾斜地崩壊対策事業補助金交付要綱	30度以上	5m以上	5戸以上 20戸未満	-	危険区域の指定について地権者の同意があること	・自然崖であること ・移転適地がないこと	-	※2 67.5	22.5	10	県補助金は単年度一箇所につき1,000万円を限度とする。 補助限度額を超える事業の場合、市負担額は左記割合を超えて、受益者負担金を控除した額で単年度一箇所あたり1,000万円を限度とする。	

<備考> ○ 「公共施設関連事業」、「避難関連事業」、「災害時要援護者関連事業」とは、急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある区域(被害想定区域)内にそれぞれ次に該当する施設がある場合をいう。  
 公共施設関連事業：①河川・砂防設備 ②高速自動車国道、一般国道、県道、幹線市道及び迂回路のない市道 ③鉄道・軌道 ④水道施設  
 避難関連事業：市地域防災計画に位置付けられる避難路または避難場所  
 災害時要援護者関連事業：児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、医療提供施設または幼稚園  
 (災害時要援護者関連施設については、収容人数3人を人家1戸に相当するものとして換算できる。)

※2 市営工事における県負担割合は受益者負担金を徴収した場合、事業費からこれを控除した額の75%以内となるため、受益者負担割合を10%としている船橋市においては(1.0-0.1)×0.75となり、県負担割合は67.5%となる。

○受益者負担金については納付書に記載する納付期限内に納付してください。支払いが遅れた場合、納付期限から領収日までを換算し、年5%の割合による遅延損害金が発生します。

○費用負担割合の計算において算出された金額に100円未満の端数がある場合、その端数金額を切り捨てるものとする。

○採択基準に合わせ、千葉県が施工する工事で国庫補助事業として施工する工事を「県営工事」とし、県単独事業として施工する工事を「県単工事」とする。また、船橋市が施工する工事を「市営工事」とする。